

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日（水）衆・法務委

寺田 学 議員（立憲）

1問 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則

第20条第2項の「性的な被害を申告することの困難さその他的な被害の実態について」の必要な調査はいつ行うのか、法務大臣に問う。

○ 昨年6月に成立した、性犯罪に係る「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の附則では、政府において、

- ・ 施行後5年を経過した場合に、同法等の施行状況を勘案し、性的な被害の実態等も踏まえつつ、速やかに施策の在り方について検討を加えること
- ・ より実証的な検討となるよう、性的被害の申告の困難さその他的な被害の実態について、必要な調査を行うこと

が定められている。

○ 現時点において、御指摘の実態調査の具体的な実施時期について確たることを申し上げることは困難であるが、法務省においては、附則の規定の趣旨を踏まえ、検討がより実証的なものとなるよう、関係府省庁とも連携し、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 刑法・刑訴法一部改正法等の施行状況に関する調査について

法務省刑事局においては、「性的な被害を申告することの困難さ」についての調査は現時点では実施していないものの、令和5年10月11日付で各地方検察庁次席検事宛ての依頼文書を発出し、

- 不同意わいせつ罪、不同意性交等罪及び16歳未満の者に対する面会要求等罪の適用状況
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行状況

に関して、定期的に報告を求める方法により、調査を実施している。

(参考2) 実態調査の関係府省庁について

刑法・刑訴法一部改正法附則第20条第2項の調査を実施するに当たっての関係府省庁としては、法務省のほか、内閣府（男女共同参画局）や警察庁などが考えられる。

(参考3) 令和5年6月13日参議院法務委員会議事録（抜粋）

- 仁比聰平君 （略）ですから、これを専門家の方から伺つて、そうですねというだけじゃなくて、こうした観点を持って政府が私はしっかり実態を調査するということが必要だし、附則20条の2項が求めている必要な調査という

のはそういうものでなければならないと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（齋藤健君） 本法律案では、今御指摘のように、衆議院における御審議の結果、附則が修正されて、政府において、施行後5年を経過した場合に施策の在り方について検討を加えること、より実証的な検討となるよう、性的被害の申告の困難さ等について必要な調査を行うことが定められたとしたわけあります。

我々といたしましては、こうした御審議の結果を踏まえて、本法律案が成立した場合には、御指摘の実態調査の方法や範囲などについても、関係府省庁とも連携し、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

(参照条文) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号) 附則

(検討等)

第20条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収

物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

【責任者：玉本将之 刑事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日（水）衆・法務委

寺田 学 議員（立憲）

2問 ドイツで実施された実態調査においては、性被害当事者の意見を踏まえて調査手法や調査項目が検討されたようだが、日本における実態調査はどういうに進めていくのか、法務大臣に問う。

- 現時点において、御指摘の実態調査の具体的な方法について確たることを申し上げることは困難である。
- その上で、今後、御指摘の実態調査の方法などを具体的に検討するに当たっては、（先ほど申し上げた）附則の規定の趣旨を踏まえ、また、（委員の御指摘を含め、）様々な御意見も踏まえつつ、関係府省庁と連携し、適切に対応してまいりたい。

(参考) ドイツにおける実態調査について

ドイツにおいては、2015年の刑法改正により、被害者が満30歳になるまで公訴時効の進行が停止することとされた。

法務省においては、ドイツで、改正に先立ってどのような調査が行われたかといった詳細は把握していないが、文献

(※)によると、

- ・児童等の家族やその他の環境に対する依存関係は成人で終わるとは限らず、性犯罪の被害者が20代後半になるまで家族的、社会的、物質的に行行為者に依存している状況がままあること
- ・被害者が行為時に小さな子供であったときには、トラウマと結びつく記憶喪失や普通の忘却により虐待を忘れていることがままあること
- ・子供の被害者は多くの場合行為者により行為について話さないよう仕向けられ、虐待の経験を外部で話せるようになるには長い年月が必要であること
- ・児童の性的虐待の被害者のためのコールセンターに問い合わせた人の平均年齢が46歳であったことなどを踏まえたものであるとされている。

(※)佐藤陽子「ドイツにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル第45号(2015年)

【責任者：玉本将之 刑事法制管理官 内線

携帯

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

6問 被疑者が犯罪をやってもいないのにやったと供述すること（虚偽自白）は検察にとって望ましいことか、法務大臣に問う。

- 刑事訴訟法第1条は、刑事手続の目的の一つとして、事案の真相を明らかにすることを規定している。
- 検察の理念においても、「取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める」とこととされている。
- 虚偽の自白は、真相の解明の妨げになるものであり、検察当局も、そのような認識の下、真実の供述を得るよう努めているものと承知している。

(参考) 検察の理念(抜粋)

5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。

(参考) 検察の理念の策定経緯

○ 平成22年9月に確定した、いわゆる厚生労働省元局長無罪事件等の一連の事態を受けて、「検察の在り方検討会議」が設けられ、その提言において、

- ・ 個々の検察官に自らの使命・役割を再認識させ、日々の職務の指針とすることができるよう、基本規程を定めること

が求められた。

○ そこで、検察当局においては、この提言を踏まえ、平成23年9月に、「検察の理念」を自ら策定した。

(参照条文) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)

第1条 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線██████ 携帯████████】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

7問 過去に、虚偽の自白が行われたケースはあるか、法務大臣に問う。

○ (お尋ねの「虚偽の自白が行われたケース」について網羅的に把握していないが、) 飽くまで一例として申し上げると、例えば、

- (平成19年に再審無罪判決が確定した) いわゆる氷見事件や

- (平成22年に再審無罪判決が確定した) いわゆる足利事件

の再審無罪判決では、捜査段階で元被告人の方々がしていた自白について、虚偽である又は信用性がない旨判示されているものと承知している。

○ そのほか、例えば交通事案や暴力団事案などで、真犯人をかばう目的で、その身代わりになって虚偽の自白をする例などもあると承知している。]

(参考1) いわゆる氷見事件について

## 1 事案の概要

いわゆる氷見事件は、平成14年に強姦罪等の被告人として起訴され、懲役3年の実刑判決を受けて服役した方につき、後に真犯人と認められる者が現れたことから、平成19年に、検察官による再審請求に基づき、富山地裁高岡支部において再審開始が決定され、無罪判決が言い渡された事件である。

## 2 無罪判決の内容

元被告人は、捜査段階で自白していたところ、再審無罪判決では、「本件公訴事実1、2に係る各犯行の真犯人はDであると認められる」「そうすると、本件自白1、2（注：公判廷における自白）（中略）は、いずれも信用性のないことが明らかである。」「本件公訴事実1、2に係る各犯行を認めるAの検察官調書（中略）についても信用性のないことは、本件自白1、2（中略）と同様である。」と判示され、信用性を否定されている。

## 3 検察当局による検証の内容

最高検による検証結果に関する報告書（平成19年8月公表）によると、氷見事件の問題点として

- ・ 被疑者とされた方の自宅の固定電話の架電記録についての精査が不十分であり、アリバイ成立の可能性を見落とすなど、客観証拠の精査に不十分な点があったこと
- ・ 犯行現場に遺留された足跡の長さと、被疑者とされた方の足のサイズの整合性を意識した検査が行われなかつ

たこと

- ・ 自白の信用性の吟味に不十分な点が認められたこと  
などが挙げられている

(参考2) いわゆる足利事件について

## 1 事案の概要

いわゆる足利事件は、わいせつ目的誘拐・殺人・死体遺棄の罪の被告人として起訴され、平成5年に無期懲役の判決を受けて服役中であった方につき、その後、有罪判決の有力な証拠であった捜査段階のDNA型鑑定の証拠能力が否定されたことなどから、平成21年6月に東京高裁において再審開始が決定され、平成22年3月に宇都宮地裁において無罪判決が言い渡された事件である。

## 2 無罪判決の内容

元被告人は、捜査段階で自白していたところ、再審無罪判決では、「B氏の自白には証拠能力自体に影響する事情は見当たらないものの、鈴木鑑定という客観的な証拠と矛盾するという点に加え、B氏が本件自白をした最大の要因が捜査官から本件DNA型鑑定の結果を告げられたことにあると認められ、結果的にこれがB氏と犯人を結びつけるものではなかったこと、再審公判において明らかとなつた、当時の取調べの状況や、強く言われるとなかなか反論できないB氏の性格等からすると、むしろ、本件自白の内容は、当時の新聞記事の記憶などから想像をまじえて捜査

官などの気に入るように供述したという確定控訴審におけるB氏の供述に信用性が認められることなどの各事情に照らすと、B氏の自白は、それ自体として信用性が皆無であり、虚偽であることが明らかであるというべきである。」と判示されている。

### 3 檢察当局による検証の内容

最高検による検証結果に関する報告書（平成22年4月公表）によると、元被告人が警察官の取調べにおいて虚偽の自白をせざるを得なかった理由について、

- ・ DNA型鑑定の結果等に基づき、元被告人が犯人と思  
い込んでいた警察官から、「現場にあった精液とあなたの精液が一致している」旨本件DNA型鑑定の結果を告  
げられたことが認められ
- ・ 元被告人は、警察官の取調べを受けた経験がなく、し  
かも、確定審の控訴審判決の指摘によれば暗示に掛かり  
やすい性格であり
- ・ 元被告人が、上記性格と相まって、DNA型を指紋と  
同様のものと誤信し、もはや弁解しても仕方ないと思  
い、警察官に迎合して虚偽の自白をした可能性が相当程  
度認められる

とされ、検察官もこの自白が虚偽であることを見抜くこと  
ができず、虚偽の自白を維持させた旨指摘されている。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

8問 なぜ、虚偽の自白が発生すると考えるか、その原因について、法務大臣に問う。

- 虚偽の自白がされる原因是、事案ごとに様々であり、一概にお答えすることは困難である。
- その上で、過去に検察当局による個別事件の検証を通じて把握された取調べにおける問題点としては、例えば、
  - 取調べを行った警察官や検察官が誘導的な聴取を行ったかどうかがわざること
  - 被疑者の性格等によっては、犯人でないのに、想像により、自ら経験したことであるかのように供述してしまう場合があり得ることへの配慮が足りなかつたこと
  - 取調べを行った検察官において、警察での供述内容を否定しても差し支えないことを十分に理解してもらう配慮を怠つたこと
  - 取調べにおいて、細心の注意を払い、様々な角度から問い合わせを発するなどして慎重に心証を形成する必要があったにもかかわらず、これが不十分



だったこと  
などが挙げられているものと承知している。

○ 検察当局においては、これまでに把握された問題点を共有するとともに、「検察の理念」にもあるとおり、

- ・ 被疑者の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、多角的に評価を行うこと
- ・ 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努めること

などを通じ、事案の真相の解明に努めているものと承知している。】

(参考1) いわゆる氷見事件及び足利事件の検証結果 (抜粋)

○氷見事件

「既に指摘した客観証拠のせい弱性にかんがみるならば、A氏の自白の信用性については慎重に検討する必要があった。したがって、A氏の取調べに際しては、細心の注意を払い、様々な角度から問い合わせを発するなどして、慎重に心証を形成する必要があった。検察官は、最初に逮捕した第2事件について、A氏をいったん処分保留で釈放していることから、

自白の信用性について一応慎重に検討したことが窺われるが、最終的にはA氏を各事件で公判請求しており、A氏が自白していることに過度に依拠したうらみがある。」

「A氏に対して相当程度誘導的な取調べがなされていた可能性があったところ、検察官において、その点に十分留意したとはいえない。また、検察官によるA氏の取調べにおいても、A氏が積極的に犯行状況について供述するのではなく、検察官がA氏を誘導することにより供述を得ていたことが窺われる。」

#### ○足利事件（注：原文は元被告人の氏名が実名で記載）

「主任検事は、警察の内偵捜査によりB氏の性格等に関する情報を把握していたのであるから、B氏の取調べに当たっては、既に警察で供述している内容を否定しても全く差し支えないことを十分に理解してもらった上で、B氏が自らの記憶をたどって自らの言葉で供述するところを十分な時間かけて聴取した上で、警察で得られている自白についてその信用性を慎重に吟味・検討すべきであった。」

「なお、主任検事は、自白に信用性があると判断した理由の一つとして、勾留の早い段階から弁護人が選任され接見が重ねられている中で、B氏が自白を維持していたことを重視していたとも思われるが、単に弁護人が選任され接見がなされていることに気を許すことなく、被疑者の性格等によっては、犯人ではないのに、犯人の気持ちになって想像し、具体的な事実関係さえも自ら現場に臨場して経験したことであ

るかのように供述してしまう被疑者があり得ることに思いを致し、これらに配慮した取調べを行うとともに、なされた自白の信用性等についても冷静かつ慎重に吟味・検討を尽くすべきであった。」

(参考2) 「検察の理念」 (抜粋)

- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

9問 任意の取調べや逮捕後の取調べにおいて、被疑者らがメモを取ることは法律で禁じられているか、法務大臣に問う。

- 刑事訴訟法上、任意の取調べや逮捕後の取調べにおいて、メモを取ることを禁止する規定はない。]

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
令和6年3月13日(水)衆・法務委

刑事局 作成

寺田 学 議員(立憲)

10問 (取調べにおいてメモを取ることが法律上禁止されていないのであれば、) 実務上、取調べで被疑者らがメモを取ることが認められないのはなぜか、法務大臣に問う。

- 檢察官による取調べ時にメモを取ることを認めるかどうかは、取調べを行う検察官において、取調べの機能に対する影響等をも考慮し、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。

【取調べの機能に対する影響等とは何かと更に問われた場合】

- 飽くまで一般論として申し上げれば、検察官による取調べにおいて、自由にメモを取ることを認めた場合、
  - ・ 検察官の問い合わせに答えることより、メモを取ることに集中してしまう (などして、(必要な説得・追及を通じて) ありのままの供述を得たり、その供述態度をつぶさに観察したりすることが難しくなる) こと
  - ・ (取調べでは、捜査の秘密や関係者の名誉・プ



ライバシーに関わる内容にも言及したり、そうした事項が記載された証拠を示したりすることがあり得るが、）取調べが行われている正にその場でメモを取ることを認めれば、（そのメモが流出するおそれがあるなど、）取調べ中に示された検査情報がそのままの形で外部に流出するおそれが高くなること  
などの影響が考えられる。

- 検察官は、以上のような点も考慮し、事案に応じて、適切に判断しているものと承知している。】

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線■ 携帯■】

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

寺田 学 議員(立憲)

11問 自白した人より否認した人の方が身体拘束が長期化するデータがあるが、否認している人の方が罪証隠滅や逃亡のおそれが高いとされる根拠はあるのか、法務大臣に問う。

- 被疑者・被告人の勾留や、被告人の保釈は、個々の事案ごとに、勾留や保釈の要件に照らして、裁判所又は裁判官において判断される事柄であり、法務大臣としてはお答えを差し控えざるを得ないことを御理解いただきたい。
- その上で、飽くまで一般論として申し上げれば、被疑者や被告人の供述態度は、罪証隠滅行為や逃亡をすることについての、被疑者や被告人の主觀的意図を判断する資料として、重要な意味を持つとの指摘があるものと承知している。
- (さらに、飽くまで一般論として申し上げれば、) 檢察官においては、個々の事案ごとに、今申し上げたような被疑者や被告人の供述態度を含む当該事案に係る諸事情を踏まえ、勾留の要件の有無を検討し



て勾留請求を行うかどうかを判断したり、保釈の除外事由の有無を検討して保釈請求に対する意見を述べたりするなど、適切に対応しているものと承知している。

(参考) 条解刑事訴訟法第5版154～156頁(抜粋)

罪証隠滅の主觀的可能性、いいかえれば被告人に具体的な罪証隠滅行為に出る意図のあることを要する。(中略)  
被告人の主觀的意図を知る資料として、被告人の供述態度が重要な意味をもつ。被告人が虚偽の弁解や客觀的に明らかな事実と矛盾する供述を繰り返したり、あるいは追及されると供述を変転させたりしているような場合は、罪証隠滅の意図が推認されることが多いであろう。一方、被告人が当初から一貫して詳細な自白をし、真に反省悔悟した態度を示しているなどという状況は、被告人に罪証隠滅の意図のないことを窺わせる根拠となる。(中略)逃亡することについて主觀的な意図を有することも、罪証隠滅の場合と同様、もとより必要で、被告人の供述態度などがこれを窺わせる重要な根拠であることもいうまでもない。

【責任者：刑事局刑事課 関課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

刑事局作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委 米山 隆一 議員(立憲)  
対法務当局

8問 2021年(令和3年)から2024年(令和6年)の侮辱罪の立件件数(検察の受理件数、起訴件数)について、法務当局に問う。

(答)

- 検察における侮辱罪の受理件数及び起訴件数についてお答えすると、まず、令和3年については、受理件数は185件であり、起訴件数は42件である。
- 次に、令和4年については、受理件数は225件であり、起訴件数は43件である。
- 一方、令和5年及び令和6年における侮辱罪の受理件数及び起訴件数については、現在、取りまとめ中又は把握に努めているところであり、外部にお示しできる統計はないものと承知。

(参考1) 侮辱罪の受理・処理件数(検察統計年報から過去5年分を抜粋)

	受理件数	処理件数	
・平成30年	123件	135件 (起訴: 28件)	家裁送致: 2件)
・平成31年	114件	117件 (起訴: 32件)	家裁送致: 5件)
・令和2年	119件	137件 (起訴: 30件)	家裁送致: 3件)
・令和3年	185件	192件 (起訴: 42件)	家裁送致: 1件)
・令和4年	225件	229件 (起訴: 43件)	家裁送致: 2件)

(参考2) 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)(侮辱罪の改

正) の施行日

- 令和4年7月7日

(参考3) 刑法(明治40年法律第45号)

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(対大臣・副大臣・政務官) 刑事局 作成  
令和6年3月13日(水) 衆・法務委  
寺田 学 議員(立憲)

12問 大川原化工機事件について、その捜査に関して問題となっている事態がなぜ起きたかを検証したか、あるいは検証するのか、法務大臣に問う。

○ お尋ねは、個別事件における検察当局の判断に関わる事柄であり、また、現在、国家賠償請求訴訟が係属中であることから、お答えすることは差し控える。

【責任者：刑事局公安課 白井課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】